

新型コロナウイルス感染症対策にかかる 営業時間短縮要請協力金の申請手続きについて

◎宮崎県独自の緊急事態宣言に伴う時短営業要請分

令和3年8月14日(土)～8月26日(木)までの協力金です。

【対象施設】

食品衛生法の許可を受け、ガイドラインを遵守している飲食店

※持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）、イートインスペースがあるスーパーやコンビニ等の小売店は対象外となります。

【要請の内容】

◎ 午後8時以降の店舗内での飲食の提供は行わない。

◎ 酒類の提供は午後7時まで。

【要請の期間】

① 令和3年8月14日（土）～ ~~8月24日（火）~~ **8月26日（木）** まで

※8月27日（金）～9月12日（日）までの分は、別途申請が必要になります。（裏面をご覧ください。）

※協力金は、8月16日（月）から26日（木）までの期間に協力した場合に支給されますが、8月14日・15日に協力した場合は、その分も加算されます。

【協力金の額】

1店舗1日あたり 25,000円～75,000円

※協力金の額は、各店舗によって異なります。

（例1） 前年または前々年の8月の一日あたりの飲食業売上高が、83,333円以下の場合、25,000円。

（例2） 前年または前々年の8月の一日あたりの飲食業売上高が、83,333円を超える場合は、その金額×0.3。ただし、上限75,000円。

【申請受付期間】 **8月27日（金）から9月24日（金）まで**

【申請に必要なもの】

- ① 支給申請書兼請求書 [様式1] と誓約書 [様式2]
- ② 前年又は前々年の8月の売上がわかるもの（帳簿など）
- ③ 申請書兼請求書に記載する振込口座が確認できる通帳のコピーなど
（銀行・支店・預金種別・口座番号・名義（カタカナ部分）がわかるように。）
- ④ 営業の実態が確認できる書類（直近1期分の確定申告書の写しなど）
（令和3年1月以降に開業した場合は、開業届けまたは法人設立届けの写し）
- ⑤ 食品衛生法に基づく営業許可書の写し
- ⑥ 対象期間に時間短縮営業を行ったことが確認できるもの
（例：お店に貼ったチラシなどの写真や、告知したホームページなどのコピー）
（※注1） 午後8時まで営業短縮したことと、酒類提供を7時まで短縮したことの両方を記載することが必要です。
（※注2） 時間短縮営業を行った日（いつからいつまで）を記載することが必要です。
- ⑦ お店の外観写真（店舗名がわかるように）と内観写真（飲食スペース：テーブルやイスがわかるように）。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染防止対策チェックシート

（裏面もご覧ください）

【申請方法】

「門川町役場まちづくり推進課」へ郵送、または窓口へ直接提出をお願いします。

申請先/お問い合わせ

〒889-0696 門川町平城東1-1 門川町まちづくり推進課商工観光係

☎ 0982-63-1140

mail : syoukoukankou@town.kadogawa.lg.jp

門川町が、国の「まん延防止等重点措置」区域に指定されました (令和3年8月27日～9月12日)

◎ 国のまん延防止等重点措置の指定により、下記のような要請内容になります。

【対象施設】

食品衛生法の許可を受け、ガイドラインを遵守している飲食店

※持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）、イートインスペースがあるスーパーやコンビニ等の小売店は対象外となります。

【要請の内容】

◎ 午後8時以降の店舗内での飲食の提供は行わない。

◎ 酒類の提供は終日行わない。

※時間に関係無く、店舗内での酒類の提供はできません。

◎ 飲食店におけるカラオケ設備の利用自粛。

【要請の期間】

令和3年8月27日（金）～ 9月12日（日）まで

〔※要請期間は、今後の新型コロナウイルス感染状況によって変更になる場合があります。〕

【協力金の額】

1店舗1日あたり **30,000円～100,000円**

※協力金の額は、各店舗によって異なります。

【申請に必要なもの】

詳細が決まり次第、お知らせいたします。

※張り紙やチラシなどの写真等の準備をお願いします。

（期間がいつからいつまで、酒類は提供しないこと、営業時間は午後8時まで、など）

【申請受付期間】

詳細が決まり次第、お知らせいたします。